

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料等に関する事項

一般病棟（地域包括ケア病棟入院料 1）

- ・入院患者 13 人に対し、1 名以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。
- ・当該病棟には、1 日 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務（日勤、夜勤合わせて）しています。
- ・院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。

尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員一人当たりの受け持ち患者数
朝 9 時～夕方 17 時まで	5 人以内
夕方 17 時～深夜 1 時まで	19 人以内
深夜 1 時～朝 9 時まで	19 人以内

2. 食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

3. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

4. 保険外負担について

（1）特別の療養環境の提供

当院では下表のとおり、入院医療の特別療養環境として個室を完備しております。

利用料金（1 日につき）※税込	部屋数
8,800 円	1 室
5,500 円	8 室
4,400 円	2 室
2,750 円	14 室

（２）療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収

当院では、日常生活上のサービス（オムツ、病衣等）や文書の発行（証明書、診断書等）において、その使用量、利用回数に応じた実費（※院内掲示）の負担をお願いしています。

なお、当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

5. 基本診療料について

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行っています。

- ・ 情報通信機器を用いた
- ・ 機能強化加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・ 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

6. 特掲診療料について

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行っています。

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（１）に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ 神経学的検査
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・ 看護職員処遇改善評価料 4 0
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料 3 6
- ・ 酸素の購入単価